

## 埼玉県立循環器・呼吸器病センター固定資産賃貸借契約書（案）

貸主地方独立行政法人埼玉県立病院機構（以下「甲」という。）と借主〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、次の各項により固定資産について借地借家法（平成3年法律第90号。以下「法」という。）第38条の規定に基づく定期建物賃借権の設定を目的とした賃貸借契約を締結する。

### （信義誠実等の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

2 乙は、賃貸借物件が甲の資産であること、医療機関であることを常に考慮し、適正に使用するよう留意しなければならない。

### （賃貸借物件）

第2条 賃貸借物件は、次のとおりとする。

所 在	埼玉県熊谷市板井1696番地
名 称	埼玉県立循環器・呼吸器病センター
貸付場所	本館棟1階エントランスホールの一部 各病棟の物品保管場所の一部 各病棟のリネン回収場所の一部 本館棟2階及びA病棟1階の一部

### （指定用途等）

第3条 乙は、賃貸借物件を入院セットレンタル業務運営事業（以下「入院セット」という。）のために供しなければならない。

### （賃貸借期間）

第4条 賃貸借期間は令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間とする。  
なお、入院セットに必要な備品等の設置及び撤去は、甲、乙協議のうえ、賃貸借期間内に行うこととする。

### （契約更新等）

第5条 本契約は、法第38条の規定に基づくものであるから、法第26条、第28条及び法29条第1項並びに民法（明治29年法律第89号）第604条の規定は適用されないので、契約更新に係る権利は一切発生せず、前条に定める契約期間満了時において本契約の更新（更新の請求及び建物の使用の継続によるものを含む。）は行われず、賃貸借期間の延長も行われないものとする。

2 甲は、前条に規定する期間満了の1年前から6か月前までの期間（以下「通知期

間」という。)に乙に対し、賃貸借期間の満了により本契約が終了する旨を書面によって通知するものとする。

- 3 甲は、通知期間内に前項の通知をしなかった場合においても、通知期間経過後改めて期間の満了により本契約が終了する旨の書面による通知を乙にした場合、当該通知日から6か月を経過した日をもって、本契約は終了する。

#### (契約保証金)

第6条 契約保証金は、公募説明書に基づき提案された5年間の賃貸借料予定額の100分の1とする。ただし、地方独立行政法人埼玉県立病院機構契約事務取扱規程(以下「契約規程」という。)第26条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

- 2 契約保証金は賃貸借料、管理費等の納入が遅延した場合においてこれに充当するほか、本契約に伴う一切の損害賠償に充当する。
- 3 契約保証金は、賃貸借物件が甲に返還された後、乙の請求により甲は返金するものとする。契約保証金には利息は付さない。

#### (賃貸借料)

第7条 賃貸借料は、消費税及び地方消費税(以下「消費税」という。)を除く月間売上額に対して〇%を乗じた額に、消費税相当額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切捨てるものとする。)とする。

#### (管理費等)

第8条 管理費等は賃貸借料に含むものとする。

#### (賃貸借料の支払)

第9条 乙が支払う、賃貸借料の納入方法は、甲の発行する納入通知書により、その指定する場所において甲の指定する期日までに支払わなければならない。また、支払いに要する払込手数料等の費用は乙の負担とする。

- 2 第7条の賃貸借料は、毎月翌月の指定日までに支払うものとする。なお、当該月の納期限前までに賃貸借期間が終了(解除を含む。以下同じ)した場合は甲が指定する日までに支払うものとする。

#### (違約金の徴収)

第10条 乙は、前条に定める期限までに賃貸借料等を納付しなかったときは、遅延日数に応じ、納付すべき賃貸料の額に年2.5パーセントの割合を乗じて計算した金額を違約金として甲に支払わなければならない。ただし、違約金の総額が100円に満たないときは、この限りでない。

(費用負担)

第11条 備品の設置、維持管理及び撤去に要する費用は、乙の負担とする。ただし、第21条第3項の規定により撤去する場合は、この限りではない。

(賃貸借物件の引渡し)

第12条 甲は、第4条に定める賃貸借期間の初日に賃貸借物件をその所在する場所において、乙に引き渡すものとする。

(瑕疵担保等)

第13条 乙は、この契約締結後、賃貸借物件に数量の不足又は隠れた瑕疵のあることを発見しても、甲に対し、賃貸借料の減免若しくは損害賠償の請求をすることができない。

2 乙は、賃貸借物件が、その責に帰することができない事由により滅失又は毀損した場合は、当該滅失又は毀損した部分につき、甲の認める金額の賃貸借料の減免を請求することができる。

(転貸の禁止)

第14条 乙は、甲の承認を得ないで賃貸借物件の全部又は一部を第三者に転貸し、又は賃貸借物件の賃借権の全部又は一部を譲渡し、質入れし、若しくは担保に供し、又は、営業の委託若しくは、名義貸し等をしてはならない。

(管理義務)

第15条 乙は、賃貸借物件を常に善良な管理者の注意をもって維持保全しなければならない。

2 乙は、この物件の管理者を指名し、実地に管理させること。

3 この物件を使用して乙が行う事業に伴う一切の責めは、乙が追う。

4 甲は安全の確保等病院管理及び運営上必要な事項を乙に通知した場合、乙は、その事項を遵守しなければならない。

(第三者への損害の賠償義務)

第16条 乙は、賃貸借物件を指定用途に供したことにより第三者に損害を与えたときは甲の責に帰すべき事由によるものを除き、その賠償の責を負うものとする。

2 甲が、乙に代わって前項の賠償の責を果たした場合には、甲は、乙に対して求償することができるものとする。

(通知義務)

第17条 乙は、賃貸借物件の全部又は一部が滅失又は毀損した場合は、直ちにその

状況を甲に通知しなければならない。

(商品等の盗難又は毀損)

第18条 甲は、入院セットのための備品や商品の盗難又は毀損について、甲の責に帰することが明らかな場合を除き、その責を負わない。

(実地調査等)

第19条 甲は、賃貸借期間中、必要に応じて、乙に対し賃貸借物件や売上げ状況等について所要の報告若しくは資料の提出を求め又は実地に調査することができる。

この場合は、乙は、その調査を拒み、若しくは妨げ又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(売上額等の報告)

第20条 乙は、入院セットに係る毎月1日から月末までの売上額を、翌月の10日までに甲に報告しなければならない。ただし、報告日が外来休診日であった場合は、その翌日とする。

(契約の解除)

第21条 甲は、乙が本契約に定める義務に違反した場合には、本契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその責めを負わないものとする。

- 2 賃貸借期間以内においては、甲乙共に本契約を解約できないものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、甲において、公用、公共用又は公益事業の用に供するため賃貸借物件を必要とするときは、本契約を解除することができる。
- 4 第2項の規定にかかわらず甲は、乙に次の各号のいずれかに該当する行為又は事実があった場合、乙に対し催告その他何らの手続を要することなく、直ちに本契約を解除することができる。
  - (1) 本契約に先立ち乙から提出された公募に関する各種提出書類(参加申込書等)に虚偽の記載が確認されたとき。
  - (2) 賃貸借料その他の債務の支払を納期限から2か月以上怠ったとき。
  - (3) 手形・小切手が不渡りとなったとき、又は銀行取引停止処分を受けたとき。
  - (4) 差押・仮差押・仮処分・競売・保全処分・滞納処分等の強制執行の申立てを受けたとき。
  - (5) 破産、特別清算、民事再生、会社更生等の申立てをしたとき。
  - (6) 甲の書面による承諾なく、乙が2か月以上賃貸借物件を使用しないとき。
  - (7) 甲の信用を著しく失墜させる行為をしたとき。
  - (8) 乙の信用が著しく失墜したと甲が認めるとき。

- (9) 主務官庁から営業禁止又は営業停止処分を受け、自ら廃止、解散等の決議をし、又は事実上営業を停止したとき。
- (10) 資産、信用、組織、営業目的その他事業に重大な変動を生じ、又は合併を行うこと等により、甲が契約を継続しがたい事態になったと認めたとき。
- (11) 賃貸借物件である病院の固定資産として用途又は目的を乙が妨げると認めたとき。
- (12) 前各号に準ずる事由により、甲が契約を継続しがたいと認めたとき。
- (13) 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

#### （賃貸借物件の返還）

第22条 賃貸借期間が終了したときは、乙は、直ちに、賃貸借物件を、その所在する場所において甲に返還しなければならない。

#### （原状回復義務）

第23条 次の各号のいずれかに該当するときは、乙は、自己の負担において賃貸借物件を原状に回復しなければならない。ただし、甲が適当と認めたときは、この限りではない。

- (1) 乙の責に帰すべき事由により、賃貸借物件を滅失又は毀損したとき。
- (2) 前条の規定により賃貸借物件を甲に返還するとき。

#### （損害賠償）

第24条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、

その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

- 2 甲が第21条第3項の規定によりこの契約を解除した場合において、乙に損害が生じたときは、乙は、甲に対しその補償を請求できるものとする。

(有益費等の請求権の放棄)

第25条 第21条の規定により賃貸借物件を返還する場合において、乙が賃貸借物件に投じた改良費等の有益費、修繕費その他の費用があっても、乙はこれを甲に請求しないものとする。

- 2 甲の承認の有無にかかわらず乙が施した造作については、本契約の終了の場合において、乙は、その買取りの請求をすることができない。

(契約の費用)

第26条 この契約に要する費用は、乙の負担とする。

(暴力団員等からの不当な要求の報告)

第27条 乙は、乙又は再委託契約等の相手方が、この契約又は当該再委託契約等の履行に当たり、暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の活動若しくは運営に積極的に協力し、又は関与する者その他の暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者をいう。次項において同じ。）から不当な要求を受けたときは、遅滞なく、甲への報告、警察本部又は警察署への通報（次項において「報告等」という。）をしなければならない。

- 2 乙は、再委託契約等の相手方に対し、当該再委託契約等の履行に当たり、暴力団員又は暴力団関係者から不当な要求を受けたときは、遅滞なく、報告するよう措置を講じなければならない。

(遵守事項)

第28条 乙は、この契約に定めるもののほか「埼玉県立循環器・呼吸器病センター入院セットレンタル業務公募要項」及びこれに基づき提出した「企画提案書」を遵守するものとする。

(管轄裁判所)

第29条 本契約に関する訴えの管轄は、賃貸借物件の所在地を管轄区域とする地方裁判所とする。

(疑義の決定)

第30条 この契約に関し疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この契約の成立を証するため、本書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその1通を所持する。

令和4年〇月〇日

埼玉県熊谷市板井1696

甲 地方独立行政法人埼玉県立病院機構  
埼玉県立循環器・呼吸器病センター  
病院長 柳澤 勉 印

〇〇〇〇〇〇〇〇

乙 〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇〇 〇〇〇

印